

議案第 2 1 号

羽生市給水条例の一部を改正する条例

羽生市給水条例（平成 1 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第 2 2 条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額に消費税法の規定により算出された消費税の額及び地方税法の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、<u>1 円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第 3 0 条 手数料は、次の区分により指定給水装置工事事業者又は申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 指定給水装置工事事業者証の書換え交付又は再交付をすると</u></p>	<p>(料金)</p> <p>第 2 2 条 料金は、次の表により算定した基本料金及び超過料金の合計額 <u>(この場合において、1 0 円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)</u> に消費税法の規定により算出された消費税の額及び地方税法の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、<u>1 0 円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第 3 0 条 手数料は、次の区分により指定給水装置工事事業者又は申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>

き (1件につき) 3,500円	
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(8) (略)	(7) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例中第30条第1項の改正は令和4年10月1日から、第22条の改正は令和5年1月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- この条例による改正後の第22条の規定にかかわらず、令和5年1月1日前から継続して水道を使用している場合にあっては、同日から同年2月28日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- この条例による改正後の第30条第1項の規定は、令和4年10月1日以後の申込みに係る手数料に適用する。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明